

平成 3 1 年

第 2 回 2 月 定例 教育 委員 会 議 事 録

平成 31 年 2 月 27 日

大 野 城 市 教 育 委 員 会

次 第

1 招集日時

- 招集日 平成 31 年 2 月 27 日
- 開会時間 午前 10 時 00 分
- 閉会時間 午前 11 時 00 分

2 招集の場所 大野城市役所 本館 4 階 委員会室 3

3 会議次第

(1) 議事録署名委員

- 平成 31 年第 1 回議事録の署名委員 松本 民仁 委員
- 今回議事録の署名委員 梶原 千春 委員

(2) 議事 (全て可決)

- 第 5 号 大野城市教育委員会事務局の組織及び職の設置に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 第 6 号 大野城市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程の制定について
- 第 7 号 平成 31(2019)年度学校医、学校歯科医、学校薬剤師の委嘱について
- 第 8 号 平成 31(2019)年度健康管理医の委嘱について

(3) 教育長報告

- ①福岡教育事務所管内市町教育委員会教育長会(2月)について

(4) 報告

- ①大野城市立小中学校修学旅行実施要項の改正について

(5) その他

- ①教育長の業務報告 (平成 31 年 1 月～平成 31 年 2 月分)
- ②教育委員会の主な行事・業務の予定 (平成 31 年 3 月分)
- ③「(仮称)大野城市民体操」名称の決定について

4 出席した委員等 吉富 修 (教育長) 角 敬之 安部 一枝 高木 和敏 松本 民仁 梶原 千春

5 欠席した委員 なし

6	出席した職員	教 育 部 長	平田 哲也
		教 育 政 策 課 長	橋元 啓樹
		教 育 振 興 課 長	森永 希代美
		教 育 指 導 室 長	野口 英世
		ス ポ ー ツ 課 長	船越 善英
		ふるさと文化財課長	石木 秀啓
		教育政策課係長	葉山 賀瑞江
		教育政策課担当	佐藤 恵士

7	会議の書記	教育政策課教育政策担当	佐藤 恵士
---	-------	-------------	-------

午前10時00分 開会

○吉富教育長

それでは、ただいまより平成31年2月定例教育委員会を開会いたします。

〔会議録承認〕

○吉富教育長

議事録の承認に入ります。前回の1月定例会につきましては、松本委員さんに署名をお願いします。ありがとうございました。

今回の議事録の署名につきましては、梶原委員さんに次回の委員会においてご署名をお願いいたします。よろしくをお願いします。

○梶原委員

はい。

〔議 事〕

○吉富教育長

それでは早速、議事に入らせていただきます。

〔第5号議案 大野城市教育委員会事務局の組織及び職の設置に関する規則の一部を改正する規則の制定について〕

○吉富教育長

第5号議案、大野城市教育委員会事務局の組織及び職の設置に関する規則の一部を改正する規則の制定について、説明をお願いいたします。

橋元課長、お願いいたします。

○橋元教育政策課長

それでは、第5号議案、大野城市教育委員会事務局の組織及び職の設置に関する規則の一部を改正する規則の制定についてご説明をいたします。

こちらにつきましては、ページをめくったところを御覧ください。

新旧対照表にありますように、改正前、教育政策課の担当が、教育政策、教育支援・施設担当という担当名であったところを、教育政策と支援をあわせまして、教育政策・支援担当、そして教育施設担当を独立させまして教育施設担当と変えるものでございます。説明は以上です。

○吉富教育長

説明が終わりました。第2条の第2項のところの句読点と、中の黒丸のところが直接的な表現の違いになります。

ただいまの説明につきまして質問はございませんか。よろしいでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○吉富教育長

それでは、これより採決に入ります。

第5号議案について、承認することに異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○吉富教育長

異議なしですので、第5号議案は承認すべきものと決めます。

〔第6号議案 大野城市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程の制定について〕

○吉富教育長

第6号議案、大野城市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程の制定について、説明をお願いいたします。

森永課長、お願いいたします。

○森永教育振興課長

大野城市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程の制定についてご説明いたします。

こちらは、留守家庭児童保育所に関する業務が教育委員会に移管されることに伴い、改正するものでございます。

5 ページを御覧ください。改正後の欄に、留守家庭児童保育所に関する部分が追加されております。

説明は以上です。

○吉富教育長

説明が終わりました。何かご確認があればどうぞ。よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○吉富教育長

それでは、これより採決に入ります。

第6号議案について、承認することに異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○吉富教育長

異議なしですので、第6号議案は承認すべきものと決めます。

〔第7号議案 平成31（2019）年度学校医、学校歯科医、学校薬剤師の委嘱について〕

○吉富教育長

第7号議案、平成31（2019）年度学校医、学校歯科医、学校薬剤師の委嘱について説明をお願いします。

橋元課長、お願いいたします。

○橋元教育政策課長

それでは、第7号議案、平成31（2019）年度学校医、学校歯科医、学校薬剤師の委嘱についてご説明します。

こちらにつきましては、「理由」に書いておりますように、学校保健安全法第23条の規定に基づき、小中学校における学校医、学校歯科医、学校薬剤師を委嘱するものでございます。

なお、委嘱される方につきましては、別紙のとおり、各学校においてそれぞれ委嘱させていただきたいと考えております。

また、委嘱期間につきましては、10ページの最後に書いておりますように、平成31年4月1日から平成32年3月31日までとなっております。

説明は以上です。

○吉富教育長

説明が終わりました。ただいまの説明に対しまして質問はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○吉富教育長

これより採決に入ります。

第7号議案について、承認することに異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○吉富教育長

異議なしですので、第7号議案は承認すべきものと決めます。

〔第8号議案 平成31（2019）年度健康管理医の委嘱について〕

○吉富教育長

第8号議案、平成31（2019）年度健康管理医の委嘱について、説明をお願いいたします。

橋元課長、お願いいたします。

○橋元教育政策課長

それでは、第8号議案、平成31（2019）年度健康管理医の委嘱につきまして、ご説明させていただきます。

こちらにつきましては、大野城市立学校健康管理医設置要綱第3条の規定に基づき、小中学校における健康管理医を委嘱するものでございます。

次の12ページに記載しておりますように、全ての学校に対し、原文昭先生を委嘱させていただくものでございます。

なお、委嘱期間につきましては、平成31年4月1日から平成32年3月31日までとさせていただきます。

説明は以上です。

○吉富教育長

ただいまの説明について、質問はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○吉富教育長

これより採決に入ります。

第8号議案について、承認することに異議はありますか。

〔「異議なし」の声あり〕

○吉富教育長

異議なしですので、第8号議案は承認すべきものと決めます。

〔教育長報告〕

○吉富教育長

次に進ませていただきます。4番、教育長報告となっております。資料は別冊になっておりますので、どうぞ御覧ください。

まず最初に、教科用図書採択に係る業務の流れについての資料を御覧ください。A4、1枚の裏表でございます。

まずは「資料2」と書いてあるほうです。大野城市からは安部一枝委員に調査研究協議会の委員として出席いただくようになっております。その組織表がありますが、裏の採択業務の流れを御覧ください。まず、C会議の4月25日から始まりまして、5

月14日、6月24日と、採択の業務が流れるに従って、安部委員に出席いただく会合がありますのでどうぞご用意ください。よろしくお願いいたします。

それから、6月28日のG会議では大野城市のほうに審議が移ってまいりますので、どうぞこの点についても事務局には今後予定組みをお願いいたします。

それから一番下、各市町村教育委員会で教科書採択にかかわる各市町が行うべきG会議、H会議、I会議等を経て決定され、8月31日までに広報紙等への掲載をもって広く市民にお知らせすることになりますので、8月31日の広報紙への掲載等についても、事務局、ご配慮よろしくお願いいたします。

もう一度、調査研究協議会の福岡教育事務所レベルの組織表を御覧ください。安部委員は左から3番目に大野城市の代表としてお名前が記載されております。小学校、中学校のそれぞれの教科について採択の研究、協議が行われるようになっていきます。前回は中学校の道徳について本市が担当いたしましたけれども、今回の採択業務は筑紫野市が遂行していくようになっていくところです。

それからもう既にご存じですが、小学校につきましても、算数に校長、教頭が、理科部に校長、教頭が、同じように図画工作、体育部、道徳部とあって、非常に大きな教科の数を本市の校長、教頭が中心となって進めていくようになっていきます。教科研究力によっては、ここに校長、教頭として入ってこない地域もありますので、そのことを考えれば、筑紫地区の教科等研究力とか学習指導力については、先輩方のこれまでの頑張りというものがあるところにもあらわれているなと感じます。

中学校につきましても、国語、理科、音楽、技術、外国語等において本市の校長、教頭が活躍していただくようになっておりますので、ご存じいただければと思っています。

以上でございます。お尋ねがありましたら、また後ほどお受けいたします。

次に、平成30年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果の報告についてです。これは前回もお知らせしたと思いますが、改めて詳しいものが来ましたのでお手元にお渡ししています。

表紙を1枚めくっていただけませんかでしょうか。

この前もご説明申し上げましたように、小学校男子、女子、中学校男子、女子ともこの測定が始まって一番高い得点を出しています。これまでの調査における最高値を本年度は記録しているところがございます。管内平均値が全国平均値と県平均値を上回っていることも前回報告したとおりでございます。

その次のページを御覧ください。棒グラフがございます。小学校、中学校と大きく分けてみますと少し様子が違います。小学校男子、小学校女子につきまして、小学校の場合は、他の3地区に比べて決して優位は示しておりません。むしろ平均的な位置にあります。けれども、中学校になるとこれが逆転して、特に中学校女子につきまして、筑紫は、糟屋、宗像、糸島と断トツの違いを見せてくるようになっていきます。男子も同じように非常にすばらしい成績を示しています。筑紫の中学校の小学校からの伸びが極めて大というところになっていきます。そういった意味からすれば、小学校はこれまでの調査の中での最高値を示しつつも伸び悩んでいるということが言えます。

そこで、こういったデータをもとに、22ページのナンバリングのところを御覧ください。22ページが小学校、24ページが中学校ですが、ここでのお尋ねは、体育科の学習について「楽しいですか」と問うたものでございます。24ページの中学校も同じように「保健体育の授業は楽しいですか」と問うたものです。

小学校は「楽しい」と肯定的な返事をしているのが減少したのに対して、中学校は「楽しい」「やや楽しい」と肯定的な返事をしているところが増えていきます。こういったところにも相関しているのではなかろうかということから、御覧いただいています資料の一番後ろ、29ページの一番下ですが、むしろそれぞれの種目の成績を上げることよりも、体育科・保健体育科学習に関する指導方法の工夫・改善を行って、授業そのものが、どの児童・生徒についても楽しいという反応が出るように工夫しなければならないのではないかとこの反省をしているところでございます。また、福岡教育事務所管内全体でこういう方向で授業の工夫をするような研修が取り入れられていくのではなかろうかと思っています。

また一方で、②にありますように、「1校1取組」運動を位置づけた体力向上プランが、これまで記録をとってまいりました5カ年程度の中では最高値を示していますので、一つの向上策としては適切な方法であるということから、1校1取組運動をさらに位置づけて進めていくことになるだろうと思われれます。

報告を終わります。お尋ねがありましたらお願いいたします。

では、進めさせていただきます。

〔報 告〕

○吉富教育長

5番、(1)大野城市立小中学校修学旅行実施要項の改正についてです。資料はいってるんですね。では、森永課長、説明をお願いいたします。

○森永教育振興課長

それでは、大野城市中学校修学旅行実施要項の改正について、ご説明いたします。

資料は、本日配付しておりますホチキスどめの2枚物でございます。御覧いただけますでしょうか。

中学校の修学旅行実施要項は、教育委員会に諮る規定ではなく、実施についての要項ということで、今回は改正をお諮りするものではなく、報告という形でご説明させていただきます。

変更の内容ですけれども、これまでは筑紫地区全体で南九州ということで協定を結びまして、宿や列車をまとめて契約することにより、安く抑えていたところがございます。それを平成31年度から、旅行地を京都・奈良・大阪方面等の関西地方に変更することになりましたので、それに伴って改正するものでございます。

変更の理由ですけれども、南九州地域ではなく、関西地域の文化を学ぶことにより、大野城市の歴史と比較して、ふるさと学習につなげるというのが変更の理由でございます。

目的もそれに沿った3点を記させていただいております。大きなところは、ふるさと大野城との比較、また、教科書に載っているような世界遺産等を実際に見ることによって学習を高めるということが主な目的でございます。

旅行の経費ですけれども、以前までは4万1,300円程度としておりましたが、京都・奈良に変えることによりまして5万2,000円と少し金額が上がっております。ただし、就学援助の中にあります修学旅行費の限度額は5万7,590円となっており、その中におさまっておりますことから、この額でお願いしたいものでございます。

規則の改正は、来年度の4月1日からになります。

めくっていただきまして、筑紫地区のほかの市の状況ですけれども、ほとんどの市において関西地方へ変更することになっております。

つけておりますのは、改正後の実施要項でございます。網掛けしている部分に変更

点でございます。第3条におきまして、中学校の修学旅行費を変更しています。標準額のところに網掛けしておりますのは、以前は基準額という形で書いておりましたが、基準ではなく、これを目安にする標準ですので、5万2,000円前後というような意味で標準額と表現を変えているところです。

変更及び変更の理由については以上でございます。

○吉富教育長

説明がありました。報告でございますので、よろしく願いいたします。何か確認ということでありましたらどうぞ。いいでしょうか。

森永課長からの説明のとおりですけれども、最初、筑紫地区5市で代表の校長が校長会で業者と交渉して、全体の修学旅行の費用等も決定し、業者の割り振り等もして整然としていたんですが、最初に太宰府市が姉妹校など、目的地をそういう関係の深いところにしたいということから、行き先を変更されました。そこから、それぞれの市で行き先等については決定しようという動きになって、今言われたようにほとんどが関西のほうへということになっています。

これまでは、鹿児島県の知覧を中心とした戦争の歴史に触れていくという貴重なものでございましたけれども、一方、日本の歴史形成に重要な働きを持っていた京都等方面についても、ぜひ子どもたちに学ばせたいということでございます。どうぞよろしく願いいたします。

進めさせていただいていいですか。

どうぞ。

○高木委員

今年からですか。

○森永教育振興課長

31年度です。来年度です。

○吉富教育長

来年度から。

○高木委員

今、何年ですか。

○森永教育振興課長

30年度です。今年度は、もう行っております。

○高木委員

契約してますもんね。

○森永教育振興課長

はい。

○高木委員

では、大野城市は大野城市独自で行けるということですね。昔は筑紫地区で統一でしたよね、鹿児島の方へ。それが平成31年度からは、大野城市は独自で行けるということになったんですね。

○森永教育振興課長

日にちも場所も独自です。

○高木委員

わかりました。

○角委員

全然私は知らないんですけども、各中学校5校で行き先とかは選択できるんですか。

○吉富教育長

現時点では、もうほぼ同じようにしてありますね。

○角委員

日にちが違うだけで。

○吉富教育長

そうですね。日にちが違うだけで、目的地は同じにしてあって、同一業者との交渉でもって安くしようと、できるだけ廉価に済ませようとしている配慮があります。

○角委員

今年というか、31年度も大体ルートとかは決まっているんですか。

○森永教育振興課長

詳しいことは、学校に尋ねないとわかりませんが、京都に9月ぐらいに行くということですか。

○吉富教育長

いいですか。

○角委員

はい。

[その他]

- ①教育長の業務報告（平成31年1月～平成31年2月分）
- ②教育委員会の主な行事・業務の予定（平成31年3月分）
- ③「（仮称）大野城市民体操」名称の決定について

○吉富教育長

これで予定していたのは終わりですね。それでは、2月定例教育委員会を閉会いたします。

午前11時00分 閉会